

各務原市道路除草ボランティア報償金交付に関する要領

(令和 5 年 4 月 1 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、各務原市道において無償で除草等を行うボランティア団体に対して、活動に必要な費用を報償金として支払うために必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 この要領による報償金の交付対象となる団体は、3 名以上で構成される団体でその構成員のうち 6 割以上が各務原市に在住、在勤又は在学している自治会以外の団体であり、かつ第 7 条の規定により道路除草ボランティアとして登録した団体とする。

2 構成員は、他の道路除草ボランティア団体との重複は認めない。

(活動内容)

第 3 条 市が活動を認めた延長 100m 以上の路線における除草、集草作業を行うものとする。

2 年間 2 回以上の活動を行うものとする。

3 集草作業完了後、速やかに市に報告するものとする。

4 道路除草ボランティアが除草した草を処理施設に運搬する場合は、事前に市に報告し、市が指定した処理施設に運搬するものとする。

(交付条件)

第 4 条 市は、前条第 1 項から第 3 項までの規定を満たす活動について報償金を交付するものとする。

(報償金額)

第 5 条 報償費は、活動する路線数や延長にかかわらず、その活動に係る実費相当分として、1 団体当たり一の年度につき 11,000 円とする。

(登録方法)

第 6 条 道路除草ボランティアとして登録を希望する者は、「各務原市道路除草ボランティア報償金交付に係る活動計画書」(様式第 1 号)(以下「活動計画書」という)に必要な事項を記入の上、都市建設部道路課に提出するものとする。

2 登録希望者は前項の申し込みの際、本要領に同意したものとし、これを遵守するものとする。

(登録内容の審査)

第7条 市長は、前条の活動計画書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合は道路除草ボランティアとして登録するものとする。

(登録期間)

第8条 登録期間は、登録日からその日の属する年度末までとする。また、市および団体より特に申し出がない場合、次年度以降は自動的に更新するものとする。

(登録の変更)

第9条 登録事項に変更があった場合、道路除草ボランティアの代表者は速やかに活動計画書を都市建設部道路課に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第10条 登録の取り消しを希望する場合、道路除草ボランティアの代表者は速やかに「道路除草ボランティア登録取消届」(様式第2号)を都市建設部道路課に提出するものとする。

(活動報告)

第11条 道路除草ボランティアの代表者は、市長にその活動を報告し、「各務原市道路除草ボランティア活動報償金交付請求書」(様式第3号)を、当該年度の活動終了後30日以内に提出するものとする。

(報償金の交付)

第12条 市長は、前条の書類の提出があり、第3条第1項から第3項までの規定を満たす活動を行ったと認められるときは、第5条に規定する報償金を交付するものとする。

(報償金の返還)

第13条 市長は、道路除草ボランティアが次のいずれかに該当すると認めるときは、「各務原市道路除草ボランティア報償金返還請求書」(様式第4号)により返還を求めることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

(雑則)

第 14 条 道路除草ボランティアの登録団体の構成員は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに都市建設部道路課に通報するものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）

団体名

代表者名

住所

連絡先

メールアドレス

各務原市道路除草ボランティア報償金交付に係る活動計画書

各務原市道路除草ボランティア報償金交付に係る活動計画について、下記の通り提出します。

記

活動場所、実施時期

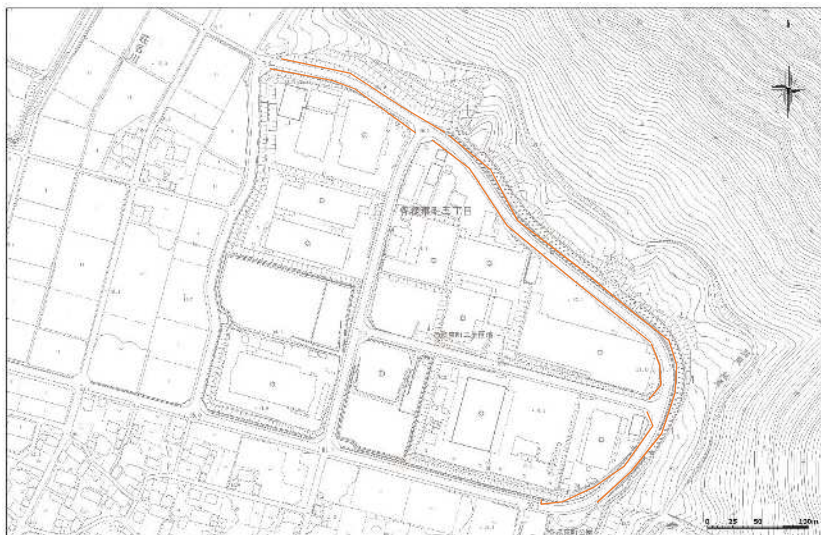
別添 位置図、写真 参照

団体構成員

別添 構成員名簿 参照

様式第1号 その2 (第6条関係)

【位置図】



【写真】



【実施時期】 5月頃、10月頃 (年間2回以上)

様式第 1 号 その 3 (第 6 条関係)

記入例

構成員名簿

氏名

住所（市内の勤務先または通学先の住所）

連絡先

代表者		
蘇原 太郎	各務原市蘇原申子町 1-●-9	090-1●58-7777
各務 次郎	各務原市各務西町 1-●-9	090-1●58-6666
那加 三郎	各務原市那加桜町 1-●-9	090-1●58-5555
一宮 四郎	一宮市奥町●-● (中部学院大学各務原キャンパス 那加桜町●-●)	3 名以上で構成され、 6 割以上が各務原市に 在住、在勤、在学
滋賀 五郎	滋賀県米原市●-● ((株) ○○鉄工 各務東町●-●)	
関 六郎	関市本町●-●	090-1●58-3333

※.以下の条件を満たすこと。

1. 3名以上で構成すること。
2. 6割以上が各務原市に在住、在勤、在学していること。
3. 自治会以外の団体であること。

様式第 1 号 その 3 (第 6 条関係)

構成員名簿

氏名

住所（市内の勤務先または通学先の住所）

連絡先

代表者		
蘇原 太郎	各務原市蘇原申子町 1-●-9	090-1●58-7777
各務 次郎	各務原市各務西町 1-●-9	090-1●58-6666
那加 三郎	各務原市那加桜町 1-●-9	090-1●58-5555
一宮 四郎	一宮市奥町●-● (中部学院大学各務原キャンパス 那加桜町●-●)	090-1●58-4444
滋賀 五郎	滋賀県米原市●-● ((株) ○○鉄工 各務東町●-●)	090-1●58-3333
関 六郎	関市本町●-●	090-1●58-3333

※.以下の条件を満たすこと。

1. 3名以上で構成すること。
2. 6割以上が各務原市に在住、在勤、在学していること。
3. 自治会以外の団体であること。

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

道路除草ボランティア登録取消届

年 月 日

（宛先）各務原市長

道路除草ボランティアの登録を取り消したいので、以下のとおり届け出ます。

取消日	年 月 日
団体名	
代表者氏名	フリガナ

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）
団体名
代表者名
住所
連絡先

各務原市道路除草ボランティア報償金交付請求書

各務原市道路除草ボランティア報償金について、下記の通り請求します。

記

1.交付請求額 11,000 円

2.振込先口座

銀 行		本 店
信用金庫		支 店
農 協		出張所
普通預金	口座番号	
当座預金		
フリガナ		
口座名義		

様式第3号 その2（第11条関係）

※.実施報告は、道路課宛のLINE、Eメールでの写真報告でも可。

実施日 年 月 日

着手前



完了



着手前



完了



着手前



完了



様式第 4 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

団体名

代表者

様

各務原市長

各務原市道路除草ボランティア報償金返還請求書

年 月 日 に交付いたしました報償金について、下記の通り返還請求します。

記

1.返還請求額

円

2.返還理由

3.納付方法

別紙納付書により指定金融機関等にて納付

4.納付期限

年

月

日